

北本市子どもの権利委員会について

1 委員会設置の根拠

北本市子どもの権利に関する条例第36条第1項の規定に基づき設置されます。
なお、この委員会は、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく執行機関の附属機関に該当します。

2 委員会設置の目的（条例第35条第2項）

北本市子どもの権利に関する行動計画を策定するに当たり、同条第2項の規定に基づき、意見を聴くために設置されます。

3 委員会の職務（条例第37条）

市長その他の執行機関からの諮問に応じ、同条に掲げる調査事項について調査審議します。

また、同条に基づき、必要があれば自らの判断で、調査審議することができます。

4 委員の位置付け

委員は、北本市の特別職で非常勤の職員に該当します。

このため、地方自治法第203条の2第1項及び北本市特別職の職員で非常勤のものへの報酬及び費用弁償に関する条例第3条の規定に基づき、報酬が支給されます。

5 委員の定数（条例第36条第2項）

10人以内（人権、福祉、教育その他子どもの権利に関する分野において優れた識見を有する者並びに子ども及び市民）。

6 委員の任期（条例第36条第4項）

2年（再任も可）。

7 委員長及び副委員長（規則第9条）

委員長は、委員の互選により選出し、会務を総理します。

副委員長は、委員長が指名します。

8 委員会の会議（規則第11条）

会議は、委員長が招集し、その議長となります。

会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができません。

議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長が決します。

9 答申（条例第38条）

委員会は、審議結果を市長その他の執行機関に答申等するものとします。

【参考】

○地方自治法（昭和22年法律第67号）（抜粋）

第138条の4 普通地方公共団体にその執行機関として普通地方公共団体の長の外、法律の定めるところにより、委員会又は委員を置く。

2 普通地方公共団体の委員会は、法律の定めるところにより、法令又は普通地方公共団体の条例若しくは規則に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則その他の規程を定めることができる。

3 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

第203条の2 普通地方公共団体は、その委員会の非常勤の委員、非常勤の監査委員、自治紛争処理委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、専門委員、監査専門委員、投票管理者、開票管理者、選挙長、投票立会人、開票立会人及び選挙立会人その他普通地方公共団体の非常勤の職員（短時間勤務職員及び地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。）に対し、報酬を支給しなければならない。

2～5 略

○特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第6号）（抜粋）

第2条 特別職の職員に支給する報酬の額は、別表のとおりとする。

別表

区分	報酬	
	支給区分	金額
子どもの権利委員会	日額	5,500円